

市町村からの質疑事項等について

資料 5

< 質疑事項（障害者虐待に係る法的な疑義等） >

《質疑①》障害者虐待防止（施設従事者虐待）

施設従事者による経済的虐待対応で市へ通報がある前に虐待している疑いのある方が逮捕、拘留されている場合、事実確認は本人、事業所のみの対応でよろしいでしょうか。弁護士がついている場合、虐待している疑いの方からの聞き取りが難しい場合、どのように対応したら良いでしょうか？虐待の認定は、逮捕、起訴された時点で虐待認定として取り扱い、事業所へ対応報告等を求めてよろしいか。（稲沢市）

《本県からの意見等①》

聞き取り対象をどこまで広げるかについては、状況に応じて、コアメンバー会議等の中で虐待防止センターとしての方針を決めていく必要があります。事実関係が客観資料等でおおむね明らかである場合などは、虐待者の聞き取りを省略することも考えられます。一方で、例えば虐待者が事実を否認している場合等は別個事情を聞く必要が出てくることも想定されます。

なお、逮捕や起訴の事実、重要な参考事情にはなりますが、そのみをもって、市町村が虐待認定を行うことは適切ではありません。市町村としては、障害者虐待防止法の趣旨に基づき、関係者からの聞き取りや記録等を踏まえて、独自に事実確認を行う必要があります。

（弁護士意見）

施設従事者が逮捕、勾留されていること（接見禁止など）によって当人への聞き取りが困難である場合、弁護人が付いているのであれば、その弁護人を通じて、当人の事実関係に対する認否を確認することが考えられる。弁護人を通じても確認できないのであれば、当人への事実確認は断念し、それ以外の調査によることはやむを得ないと考える。

ただし、逮捕、起訴された時点ではいまだ被疑者段階であり、犯罪事実が認定されたわけではないため、逮捕、起訴された事実のみをもって虐待認定することは相当ではない。

《質疑②》障害者虐待防止（施設従事者虐待）

グループホーム等の夜勤勤務者からの聞き取りについて

グループホームでの不適切支援やネグレクトについて通報を受け、職員からの聞き取りを実施する際、夜勤のみの職員からの聞き取りを、管理者等から「勤務時間外に職員を招集すると、報酬が発生するため、勤務時間内（手が空く時間指定）にと指定される場合が増えてきています。夜勤者からの聞き取りは土日も含め、20 時頃までの訪問は、現在も実施していますが、夜中 12 時と指定されたことがあり（交渉の結果時間の変更はしてもらえましたが）施設への協力依頼は、どこまで依頼すべきか、あきらめてよいものか確認したい。（半田市）

《本県からの意見等②》

聞き取り調査は、障害者虐待防止法に基づき、市町村が行う事実確認・認定のための調査であり、調査の中立性および自由な発言環境を確保した形で実施する必要があります。記載の深夜 0 時の聞き取りは、通常行政機関として対応するには望ましい方法とは言い難いので、改めて勤務時間外での実施や、夜勤前後の時間帯、あるいは電話・オンラインによる面談等、代替的な方法も含め、調整をお願いする必要があると考えます。

なお、勤務時間外で聞き取りを行った場合に賃金が発生するという観点については、事業者側の労務管理上の事項であり、市町村が行う法定調査の実施方法を制限する理由にはならないと考えます。

（弁護士意見）

聞き取り対象とする職員の範囲については、事案ごとに判断する必要があると考え。虐待行為は特定の人物によるものか・集団によるものか、虐待行為を目撃した可能性のある職員は誰か、当該施設に係る通報の頻度、通報された事実の重大性などによって、夜勤のみの職員にも聞き取りを行う必要があると判断されるのであれば、聞き取りの必要性を管理者に説明して協力依頼をする必要がある。

＜質疑事項（障害者虐待に係る疑義等）＞

《質疑③》障害者虐待防止（養護者虐待） 就労継続支援 B 型事業所の利用者からの聞き取りについて 就労継続支援 B 型へ通所している利用者から、職員の指導や口調が強いのではと通報があり、他の利用者の感じていることや困りごとを伺う機会をいただけるよう依頼したところ、サビ管からは「利用者の困りごとが確認出来たら改善もできるのでありがたい」と返事をいただけたのですが、代表から「不穏になる恐れが高いため 60 人程度の利用者の内、聞き取り対象は 2～3 人のみ」と指定がありました。 事業所への不信感や不安を感じることがないよう極力注意し、利用者の人選も事業所へお願いしていますが、明らかに絞りが厳しく感じます。何か良い方法などあればご教示いただきたい。（半田市）
《本県からの意見等③》 事業所として利用者の方が不安定になることへの懸念は理解できるものの、一方で、今回の通報内容では、特定の利用者個人についてというより、事業所全体における支援や職員対応の状況を把握する趣旨の確認であるため、2～3 名といった限定的な人数のみからの聞き取りでは、状況を適切に把握することが難しいと思われます。 利用者の方に不安や誤解を与えないよう、丁寧に対応する必要があることは大前提として、必要な人数の聞き取りを実施させていただくようお願いをしていくことが必要であると考えます。 全員聞き取りの必要性は改めてご判断いただくとし、事業所側の考えも踏まえつつ、調査の趣旨を丁寧に説明して理解を得ることが必要です。

《質疑④》障害者虐待防止（養護者虐待・施設従事者虐待） ○「虐待認定」とはどんな時に必要な手続きなのか（それによるメリットはあるのか）、認定するのに必要な資料（証拠など）はどんなものが必要となりますか。 ○重度の知的障害者が住むグループホームで、部屋にカギをかけるなどの身体的拘束が認められるケースはありうるか。（瀬戸市）
《本県からの意見等④》 ○「虐待認定」は、障害者虐待防止法に基づき、通報・届出等により把握した事案が「虐待に該当するか」を自治体として判断するプロセスです。 必要となる主な場面としては、再発防止のための措置（改善計画提出等）を求める場合、被虐待者の保護・支援措置（一時保護等）が必要となる場合、事業所への指導・行政処分の判断材料とする場合等が想定されます。 認定にあつては、本人や他の利用者、施設職員等からの聞き取り記録、サービス提供記録、メール等のやり取り、写真、防犯カメラ映像等、客観的に虐待の事実が判断できる資料を確認します。 ○身体拘束は、原則禁止であり、例外的に認める場合は、三要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たすことが必要です。 今回のような施設による身体拘束も例外的に認められる可能性はありますが、例えば「自傷他害の可能性が極めて高く、他に代替手段がなく、短時間・緊急的である」といったかなり限定的な要件が付きます。また、家族への説明・同意、実施した時間等の記録、定期的な対応の見直しなども併せて必要となります。